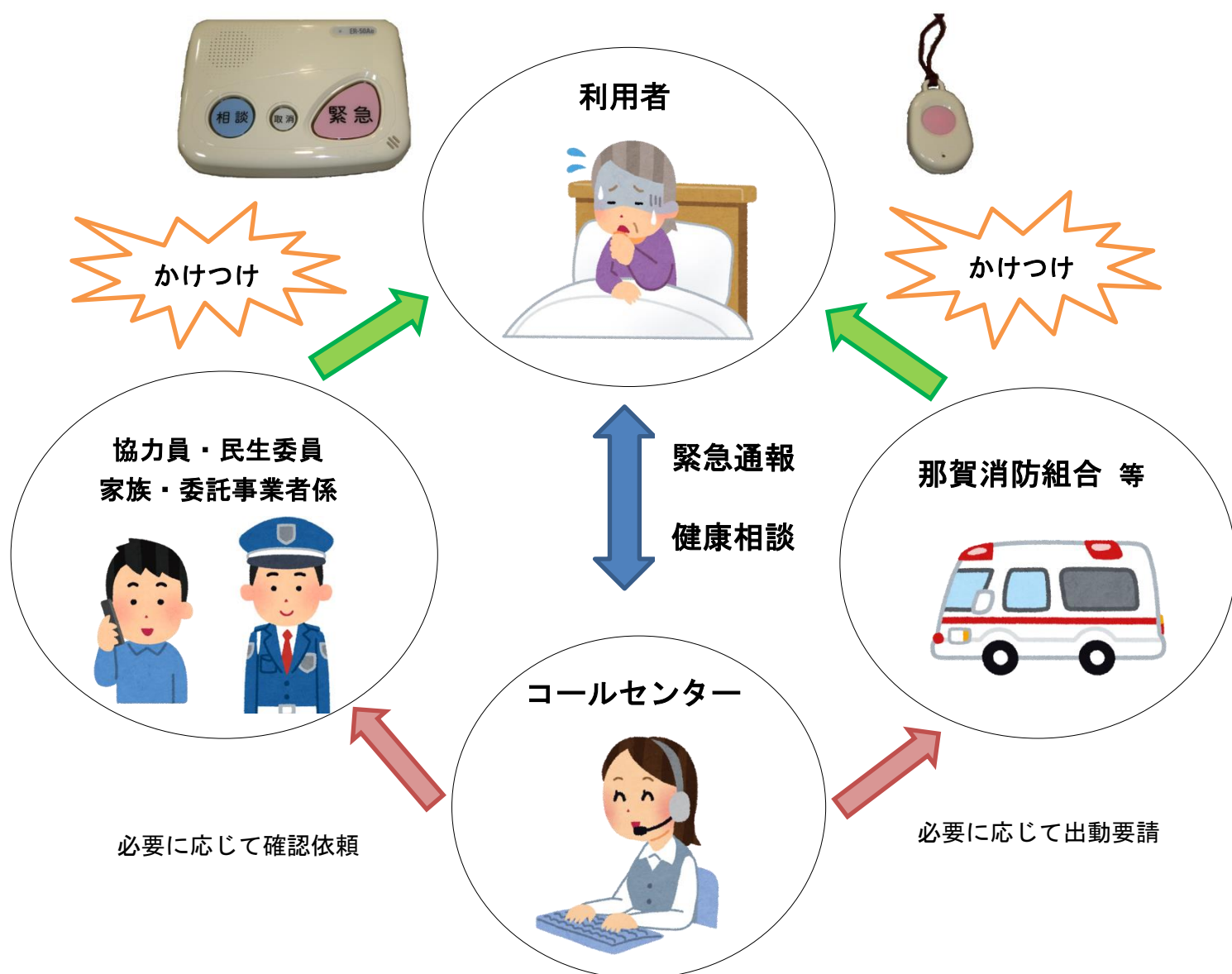
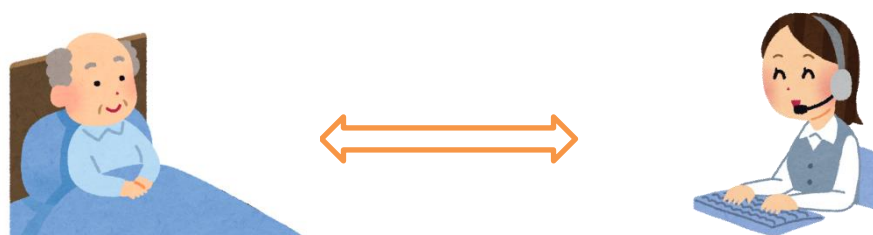


# 岩出市緊急通報体制等整備事業

岩出市では、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置の貸し出しを行っています。急病や事故等の緊急時に装置のボタンを押すとコールセンターにつながり、状況に応じ協力員への連絡や、救急車の要請等を行います。



他に、ちょっとした健康の不安に対し、相談ボタンを押すと、看護師や保健師と相談ができます。（24時間365日対応）



### 【対象者】

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの高齢者または昼間ひとり暮らしの高齢者
- ・ ひとり暮らしの重度心身障害者
- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯

### 【利用条件】

- ・ 原則3名の協力員登録ができる方（うち1名は民生委員）  
協力員には、緊急通報受信時に利用者の状況確認などをお願いします。
- ・ 固定電話回線をお持ちの方（固定電話がない場合は携帯電話をお持ちの方）  
NTT アナログ回線以外の電話を使用されている場合は、取り付けできない場合や不具合が出る場合がありますので、事前にご相談ください。

### 【利用料（月額）】 R 8.7.1 ～

|                                                   | 固定型     | モバイル型<br>(固定電話がない場合) |
|---------------------------------------------------|---------|----------------------|
| 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）<br>生計中心者が当該年度市町村民税所得割非課税世帯 | 0 円     | 0 円                  |
| 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が<br>15,000 円以下の世帯             | 1,358 円 | 1,716 円              |
| 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が<br>15,001 円以上の世帯             | 2,090 円 | 2,640 円              |

なお、利用料及び負担基準は、変更する場合があります。

### 【鍵の預かりについて】

- ・ 緊急時に迅速に対応するため、警備会社による鍵の預かりを行います。
- ・ 合鍵の預かりが無くても装置の利用は可能ですが、緊急時に警備会社がドアや窓を破壊する場合があります。

### 【緊急通報装置の返還について】

- ・ 装置の利用の必要が無くなった場合（転出や施設入所等）は、速やかに緊急通報装置返還届を岩出市役所保険介護課へ提出してください。

### 【申込みに必要な書類】

- ・ 緊急通報体制事業申込書    ・ 緊急通報装置利用者協力員承諾書    ・ 利用承諾書
- ・ 緊急通報装置借用書    ・ 親族等連絡先    ・ 鍵預託同意書    ・ 同意書

#### （申込み・問い合わせ先）

岩出市役所 生活福祉部 保険介護課 高齢者福祉担当

TEL0736-62-2141

※岩出市では、この事業を大阪ガスセキュリティサービス株式会社（OSS）へ委託しております。